

第1号様式（第3条及び第4条関係）

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

分岐工事等確認、断水願

FAXによる場合は、休日を除く2日前（施行日時が夜間又は休日の場合は5日前）の16時までに送信をし、送信後に必ず所管のサービスセンター（給水管理係）まで電話連絡をしてください。

工事を施行するのの際し埋設物調査を完了し必要な届出や許可を取得しましたので、次のとおり申し込みます。

（指定給水装置工事事業者） 提出日： 年 月 日

受付番号	年度	第	号
工事場所	区		
施行日 ※	年	月	日（ ）
工事内容 ※			

（夜間又は休日に施行する場合）

施行日時 ※	年	月	日（ ）	時	分	から
	年	月	日（ ）	時	分	まで
理由						

（道路使用許可（道路交通法77条関係））

有 不要（理由： _____ ）

（道路工事及び露店開設等届（川崎市火災予防条例63条5号関係））

有 不要（理由： _____ ）

（水道、ガス、電気、下水、工水等埋設物調査）

調査済み

※複数箇所（複数日の場合も含む）の施行をするときは施行箇所、施行日等を記載した概略図等を別途添付してください。
 ※断水の場合は、上下水道局が日程調整をしますので、記入しないでください。

指定番号	
事業者名	
緊急連絡先：氏名	電話番号
配水管を穿孔して給水管を設ける工事を施行する配管技能者 <input type="checkbox"/> 財団法人給水工事技術財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。 <input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）で、給水装置工事配管技能者認定協議会による認定を受けている。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかと同等以上の資格又は実務経験を有している。 配管技能者名 _____	
配水管の取付口から宅地内第1バルブまでの配管を施行する配管技能者 <input type="checkbox"/> 財団法人給水工事技術財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。 <input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習等により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）である。 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士である。 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了している。 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科の課程を修了している。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかと同等以上の資格又は実務経験を有している。 配管技能者名 _____	